都市計画道路の変更に関する説明会　質疑応答一覧　　※鴻巣市が説明した「環状線」に関する質疑を含みます

番号	該当路線	質問内容	埼玉県・鴻巣市の考え方
1	環状線	将来交通量の見込みが低くなっているとのことだが、実際に調査は行ったのか。	都市計画道路の見直しに係る交通量推計を埼玉県が実施しており、環状線を廃止した場合と存続する場合の交通量の比較を行っています。交通量推計の評価結果からも、環状線を廃止した場合の影響はほとんど無いものと考えております。
2	環状線	交通量推計は上尾バイパスが整備されている前提で行っているのか。	ご認識のとおりです。
3	仲仙道線	自分の家の一部が道路予定地となっているが、補償等の具体的なスケジュールはどうなっているのか。	都市計画変更後のスケジュールは決まっていません。今回の都市計画変更後に改めて具体的な整備時期や整備範囲についてお示しさせていただく予定です。
4	環状線	上尾バイパスの説明会に参加した際には、上尾バイパスと環状線が交差する旨の説明があったが、今回の都市計画の変更により交差することは無くなり、周辺の路線を整備していくことで上尾バイパスへのアクセスを確保していくという認識でよいか。	ご認識のとおりです。
5	環状線	環状線の一部区間が廃止された後に、再び環状線が都市計画決定される可能性はあるのか。	必要と判断された場合は、将来的に別の計画として検討される可能性はありますが、現時点ではそのような予定はありません。
6	環状線	環状線の代替・補完路線の整備時期はいつ頃を予定しているのか。 また、県道さいたま鴻巣線について、上尾バイパスへのアクセス性の向上を図るとのことだが、具体的にどのような整備を行うのか。	路線によって事業主体が異なることもあり、現時点では具体的な整備時期についてはお示しすることができませんが、上尾バイパスの整備状況を踏まえながら順次進めていきます。 県道さいたま鴻巣線については、北本市の高尾地区の一部において、道路の曲がりをスムーズにし、歩道を整備する予定です。
7	環状線	環状線を整備する場合と廃止する場合における費用の比較検討等は行っているのか。	詳細設計を行っていないため、削減額等を提示することはできませんが、一般的にアンダーパス整備するには多額の整備費用が必要となります。今後は既存道路の活用や効率的な道路整備に方針転換するため、その点において費用の削減が可能と考えています。
8	環状線	道路の利便性については数値化されているのか。	交通量推計によって、混雑度の定量的な評価を行っております。混雑度の数値が1.0未満で円滑な走行が可能、1.0から数値が上がるにつれて混雑する時間帯が増える形となります。環状線を廃止した場合の断面混雑度については、線路側で0.88から0.90、上尾バイパス側で0.90から1.01と変化しており、概ね円滑に走行が可能な数値となっております。 なお、この数値は今年2月に都市計画変更がされた生出塚新御成橋線（県道東松山鴻巣線）の4車線化が反映されていないため、整備後は交通が分散し、さらに数値が低くなることが見込まれます。
9	仲仙道線	中山道が北本市と比較して鴻巣市があまり整備されていないのはなぜなのか。	現在、北本市内では南側から順次整備を行っており、鴻巣市内では鴻神社前交差点周辺の整備を行っています。鴻巣市内においてもまずは、深井二丁目交差点整備後に、順次整備を進めていきたいと考えています。
10	仲仙道線	県道さいたま鴻巣線は都市計画道路なのか。また、具体的にどこまで歩道整備が行われるのか。	県道さいたま鴻巣線は都市計画道路ではないため、全線を通してどのように整備していくのかということは示しておりません。都市計画の変更後に深井二丁目交差点の形状を見直し、歩道の整備を行う工事を進める予定ですが、それ以外の部分については現時点で未定となっています。現在は、北本市高尾地区において、道路線形をスムーズにして、歩道を新設する工事を進めています。
11	環状線 仲仙道線	深井二丁目交差点は常に混雑しているが、どのような根拠があって円滑な走行が可能と判断したのか。	円滑な走行が可能と判断しているのは、一定範囲の道路網における混雑度を評価した結果であり、個別箇所全てにおいてそのように評価したという意図ではありません。 県としても深井二丁目交差点で渋滞が発生していることは認識しているため、今回の都市計画の変更後、十分な延長の右折帯を整備することにより、渋滞が緩和されるものと考えています。
12	仲仙道線	深井二丁目交差点の整備により渋滞が緩和されたとしても、踏切があるため根本的な解決にはならないのでは。	ご指摘のとおり、深井二丁目交差点が整備された場合でも、踏切遮断時の影響は避けられません。ただ、踏切遮断時以外の時間については、渋滞が緩和されるものと思われます。
13	環状線	荒川左岸通線から県道さいたま鴻巣線に出るまでの区間は未整備であり、生活道路を抜ける必要があるため混雑しているが、その辺りの整備予定はどうなっているのか。	荒川左岸通線は現在整備中であり、物件調査を行っている段階です。具体的な整備時期については未定です。
14	仲仙道線	都市計画変更により、仲仙道線の線形が変更となるため、土地や建物の権利者に対して説明を行う必要が出てくるということか。	ご認識のとおり、都市計画変更後、具体的に事業着手時期が決まった時点で、改めて権利者の方に説明をさせていただく形になると思われます。
15	環状線	環状線の廃止区間周辺の現道について、歩道が狭くなっている箇所があるが、整備する予定があるのか。	都市計画道路以外の市道の整備については、所管する部署が異なるためここでは明確な回答ができませんが、担当部署に情報共有させていただきます。
16	仲仙道線	用地買収を行った土地において、買収の対象とならなかった残地の補償についてはどう考えているのか。	残地の買収は原則行いません。ただし残地の面積が小さいなど、利用方法が見出せない土地については、残地補償や隣地の所有者へ土地売買の斡旋等をする事例もありますので、交渉時にご相談させていただいた上で具体的な対応を検討させていただきます。